

取組の方向性

多文化共生の推進、人材の育成、海外との交流拡大など、北海道が世界とより身近になるよう環境づくりに取り組む

(1) 多文化共生社会の形成

背景

- 暮らしの中で外国人と接する機会の増加
- 互いの文化や生活習慣などを相互に理解・尊重し、地域社会の一員として共に生きていくという多文化共生推進の必要性の増大

社会・経済情勢の変化

- 道内在住外国人の増加
- 在住外国人が抱える生活上の課題などの多様化・複雑化

方向性

- 多文化共生に向けた相互理解の促進
- 外国人にも暮らしやすい地域づくりの推進

対応方向

- 生活環境や相談体制の充実等、地域社会の一員としての在住外国人の受入環境整備

取組イメージ

関連する主なSDGsの目標



- 地域で暮らす外国人の文化・生活への理解の促進と支援<①>
- 相談体制の充実や地域の対応力の強化、適正な雇用・研修など、外国人が安心して働き、暮らせる環境づくり<①>

<具体取組例>

► 外国人が安心して暮らせる環境づくり
～外国人相談センターの設置・運営（2019.8～）～

道内在住の外国人からの在留手続きや、生活全般にわたる相談に、ワンストップで対応する窓口として2019年に開設した「北海道外国人相談センター」では、11言語以上での相談に対応するとともに、移動相談会の開催や、感染症対策等の情報を多言語で情報発信するなど、複雑化・多様化する在住外国人からの相談に対し、きめ細かな対応に努めています。



～日本語教育等による多文化共生推進事業（2023.7～）～

道内在住の外国人の増加、居住地域の広域分散化、多国籍化が進んでおり、2023年7月から文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、日本語教育の体制整備を推進してまいります。

(2) 人材・技術を活用した交流・協力の促進

背景

- ・グローバル化に柔軟に対応できる人材ニーズの高まり
- ・世界的な人材の流動化の拡大
- ・持続可能な社会の実現に向けた世界的な気運の高まり

方向性

- 世界を舞台に活躍できる多様な人材づくり
- 海外の優秀な人材の活用など海外との人材交流の一層の推進
- 本道が有する技術・ノウハウを活用した世界への貢献

社会・経済情勢の変化

- ・「入管法」^{*2}改正に伴う特定技能制度の創設等を背景とした外国人材の受入拡大の動き
- ・感染症の拡大に伴う出入国制限など、海外との交流リスクの顕在化
- ・脱炭素化など危機感の共有による世界共通の課題解決への取組の動き
- ・SDGsの推進に向けた機運の高まり

対応方向

- ① 外国人に選ばれる本道の受入環境づくりの支援
- ② 海外との持続可能な交流の推進
- ③ オリンピックなどを契機とした交流主体の多様化
- ④ 気候変動問題など世界共通の課題解決への貢献に向けた海外との交流の推進

取組イメージ

関連する主な
SDGsの目標



- ◆姉妹友好提携地域等との人的交流をはじめ、経済・文化・教育など地域特性に応じた交流の推進<①>
- ◆大学等と連携したグローバル人材の育成や、道内の若者の留学、海外研修等の支援<①>
- ◆在住外国人ネットワークと連携した効果的なプロモーションなど、地域の担い手としての外国人留学生等の受入促進<①>
- ◆企業へのセミナーやマッチングの実施など、外国人材定着のための取組の促進<①>
- ◆海外との交流のためのコミュニケーション能力や情報リテラシーなどの向上に向けた支援<①・②>
- ◆Face-to-Face × デジタル技術の活用による多様な交流スタイルの確立<②>
- ◆オリンピック・パラリンピックなど、国際的なスポーツ、文化イベントを契機とした持続的な海外との交流の促進<③>
- ◆環境技術等による課題解決型の交流・協力の推進<④>
- ◆気候変動問題に関する各国・地域との知見の共有<④>

〈具体取組例〉

▶ 海外との技術交流

～道市連携海外展開事業（地域産業育成に係るアジア展開プロジェクト）（2020.11～）

中国遼寧省・吉林省・黒竜江省の東北三省政府、ベトナムホーチミン市政府やASEAN関係機関の協力のもと、現地企業と道内企業との環境技術・高齢福祉・DX等の分野に係る技術交流を中心に、セミナーやオンライン商談を展開しています。



▶ 外国人が安心して働き暮らせる環境づくり

～北海道で働き暮らす魅力をPRし、呼び込む（2020.10～）～

国内外にいる外国人を対象に、北海道で働き、暮らす魅力をPRするコンテンツとして北海道内で働く外国人とその上司などを取材し、動画を作成、道庁のYouTubeアカウントにて配信しています。



▶ JICAとの包括連携協定（2022.2締結）

～世界と北海道をつなぐ環境づくり～

「多文化共生の推進」「SDGsの理解促進」「グローバル人材の育成・確保」などに連携して取り組み、グローバル化に対応した北海道の発展を目指します。

▶ 脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言（2023.4.15）

G7気候・エネルギー・環境大臣会合の札幌開催を機に、北海道及び札幌市が、地域特性を活かし、エネルギーの地産地消と道内経済の活性化はもとより、我が国及び世界のグリーン・トランズフォーメーション(GX)に貢献していくことを世界に発信しました。

(3) 国際交通網の拡大・物流機能の強化

背景

- ・アジアをはじめとする北海道人気の高まり
- ・地方自治体や企業の海外展開・交流の活発化

方向性

- 国際航空路線等の更なる拡大
- 国際物流網の充実・強化

社会・経済情勢の変化

- 感染症の世界的な拡大やロシアによるウクライナ侵略等の社会経済情勢の変化に伴う
- ・インバウンド需要の消失
- ・国際航空定期便の運休長期化や航空貨物輸送能力の低下
- ・クルーズ船の運航中止などのリスクの顕在化

対応方向

- ① リスク分散と新たな需要獲得に向けた交通・物流ネットワークの充実

取組イメージ

関連する主なSDGsの目標

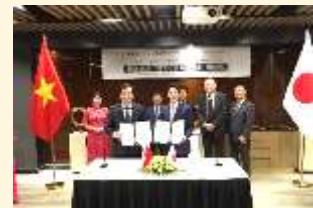


- ◆ トップセールス等による国際航空路線、クルーズ船の誘致 <①>
- ◆ 道産品の輸出拡大に向けた効率的な物流網の構築 <①>
- ◆ 国際旅客便の再開や未就航路線の誘致など航空ネットワークの充実・強化 <①>

〈具体取組例〉

▶ 国際航空路線の誘致 ～ベトナムでのトップセールス(2020.1)～

経済団体とともにベトナムを訪問し、ベトナム観光総局との間で、観光プロモーションや情報発信、直行便就航に向けた相互協力などについて「観光振興に関する協力の覚書」を締結したほか、ベトジェットエア及びベトナム航空を訪問し、直行便就航に向けたトップセールスを実施しました。



＜＞は展開方向Ⅱの対応方向を記載

取組主体

- 行政：多文化共生社会の実現に向けた普及啓発の推進、北海道と世界をつなぐ多様な交流の推進、インフラ面の環境整備
- 企業・団体：海外で活躍する人材の育成、海外の優秀な人材の活用、本道独自の技術(NPO・大学等)を用いた交流・協力の推進
- 道民：多様な文化や生活習慣への理解の促進と交流活動への参加

取組の方向性

世界の経験やノウハウを学び、取り込みながら、本道の国際競争力やリスクマネジメント力の向上を図り、大きく変化する世界情勢に機動的かつ柔軟に対応する

(1) 世界を視野に入れた力強い地域経済の確立

背景

- ・グローバル化が地域経済に密接に関わる中、国際情勢の変化が本道にダイレクトに影響
- ・グローバル化に的確に対応するためには、地域の資源を最大限活用し、絶え間ないイノベーションに取り組むことが必要
- ・ロシアによるウクライナ侵略など、これまでの想定を超える大きな国際情勢の変化により道民の暮らしや経済に大きな影響

方向性

- 本道産業の国際競争力の強化
- 力強い農林水産業づくりの推進
- 地域産業の付加価値の向上、ものづくり力の強化
- グローバル・リスクに対応した施策の推進

社会・経済情勢の変化

- ・国内回帰も含めたサプライチェーン^{*3}再配置の動き
- ・CPTPPや日EU・EPAの発効など、経済連携の拡大
- ・国際経済活動における共通価値への関心の高まり
- ・グリーン社会の実現という経済構造転換に向けた取組の加速化
- ・気候変動や経済摩擦による輸入原料等の調達リスクの顕在化
- ・ロシアによるウクライナ侵略や東アジアにおける緊張の高まりなど

対応方向

- ① 潜在力や競争力を有する食や自然、観光などの分野における価値の更なる磨き上げ
- ② 半導体やデータセンターなどデジタル関連産業の振興による本道経済の活性化
- ③ 未来を見据えた新たな社会経済の変化への対応強化
- ④ SDGsや脱炭素化など世界共通の課題解決に向けた取組と経済的な価値の創造
- ⑤ 本道の農林水産業の持続的な発展など、グローバル・リスクへの対応強化に向けた施策の展開

取組イメージ

関連する主なSDGsの目標



- ◆ 地域資源を活用した新商品の開発、ものづくり企業の技術力向上 <①>
- ◆ 国際認証等の導入促進など、国際競争力の一層の強化 <①>
- ◆ 半導体関連産業の集積促進や产学研官連携による人材の育成 <②>
- ◆ 海外展開におけるデジタル技術を活用した交流・ビジネス手段の多角化 <③>
- ◆ サプライチェーンの再編を重視した企業の生産拠点の移転等の対応を支援 <③>
- ◆ SDGsやゼロカーボン、GX等に取り組む海外企業からの投資促進 <④>
- ◆ 生産基盤の整備・経営安定対策の充実 <⑤>
- ◆ 原材料等の自給率の向上など、生産基盤の強化 <⑤>
- ◆ 新たな海外展開地域の開拓や誘客の多角化によるリスク分散 <⑤>
- ◆ 輸出における特定の品目や国・地域に偏らない施策展開によるリスク分散 <⑤>
- ◆ 食料安全保障の強化や燃料等高騰対策など、国際情勢の変化に機動的に対応した施策の実施 <⑤>

〈具体取組例〉

▶ 國際競争力の強化に向けた取組

～H A C C P *認定取得に向けた講習会の開催(2014. 4～)～

アメリカやEUなど、一部の国への水産物輸出にあたっては、衛生管理の要件を満たした加工施設について、事前の認定(HACCP認定)が必要であり、認定施設数の増加が輸出拡大に繋がります。

このため、水産加工場での衛生管理意識の向上を目的とした講習会を実施しています。



▶ 「食料安全保障に関する推進チーム」の取組(2022. 7～)

世界的に食料の安定供給へのリスクが顕在化する中、本道の農林水産業が我が国の食料自給率の向上と食料安全保障の強化に最大限寄与し、持続的に発展していくための取組を推進していくため、国との意見交換や国に対する政策提案を実施しています。

(2) 海外展開・交流におけるリスクマネジメント

背景

- 複雑化・多様化するグローバル・リスク（テロや感染症、政情不安など）に対する認識の必要性
- 事件や事故に巻き込まれない行動、巻き込まれた際の的確な行動など、リスクマネジメントの重要性の増加

方向性

- 関係団体等との情報共有の仕組みづくり
- テロや感染症、政情不安など、多様なリスクに対する意識の醸成
- 「多角的な情報収集」、「迅速な共有」、「的確な活用」の3ステップによるリスクマネジメントの促進

社会・経済情勢の変化

- 世界規模での感染症発生に伴う人的往来の途絶リスクなどの顕在化
- 渡航制限や外出制限等によりサプライチェーンにおいて人的資源が担う部分に障害が起きることで生産活動、物流に影響
- 本道の地名等を付けた商標の冒認出願や模倣品の流通が顕在化
- 今後も起こり得る国際情勢の変化に機動的に対応することが必要

対応方向

- ① 国際情勢の大きな変化に迅速に対応するため、有識者や関係団体等との迅速な情報共有の仕組みを構築（有識者会議の常設化）
- ② 情勢変化への対応に関する知見やスキルの向上を図る施策を実施
- ③ コロナ禍において、世界が共有した経験・ノウハウを活かし、今後生じ得る災害や感染症、国際情勢などのグローバル・リスクに弾力的に対応できる強靭で柔軟な海外展開・交流を推進

- ◆ **1次産業や経済界、国際関係、学識経験者など幅広い分野の有識者等との迅速な情報共有** <①>
- ◆ 道の海外拠点などのグローバル・ネットワークを通じたリスク関連情報の収集 <①>
- ◆ メーリングリストなどを通じた道内企業への適時のリスク関連情報の提供 <①>
- ◆ 地域や道内企業に向けたリスク情報の活用・ノウハウを学ぶ勉強会、セミナーの開催 <②>
- ◆ 災害時の多言語での情報発信や相談体制など、外国人のリスク対応の強化 <③>
- ◆ 海外における商標侵害等のリスクや対抗策の普及啓発 <③>

〈具体取組例〉

▶ リスク情報の共有・活用

～北海道への投資促進に向けた連携開催 (2022.7～)～

関係機関の連携強化、地域における提案力の向上や受入体制の強化を目的として、北海道への投資促進を担う関係機関を構成員とした連携会議を設置し、地域づくりと調和のとれた良質な投資誘致に向け、自治体への相談・支援体制の充実やリスクマネジメントの周知・喚起を図っています。



▶ 海外事情セミナー等の開催

道内企業の皆様の海外販路開拓の一助となるよう、JETRO北海道などとの連携により、海外市場の最新情報や現地ビジネスにおけるグローバルリスク等について情報提供を行うセミナーを開催



▶ 高校生の国際交流

～ASEAN事務所によるオンライン授業の実施 (2021.10)～

ASEAN事務所が、コロナ禍により海外への修学旅行を断念した高等学校の要望に応じて、オンライン授業で現地屋台料理街からの中継や語学講座等を実施しました。



▶ 災害発生時の外国人支援体制の整備

～HIECCとの協定締結 (2022.7)～

道内で地震、風水害などの大規模災害等が発生した際、(公社)北海道国際交流・協力総合センター(HIECC)内に『北海道災害時外国人支援センター』を設置し、北海道災害対策本部等と連携し、災害情報等の多言語発信や、在住外国人からの相談対応、避難所巡回による状況把握や市町村への情報提供などの支援活動を行う。

▶ 海外における商標侵害等のリスクや対抗策の普及啓発

～道産品輸出用シンボルマーク (2021.12月時点)～

「道産品輸出用シンボルマーク」は海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的としており、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイの7か国・地域にて商標登録済みです。

2021年11月に上海で開催された輸入博覧会に、道産食品を展示する北海道ブースを出展し、シンボルマークのPRを実施しています。



▶ ウクライナ情勢への対応に関する情報収集・共有

令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、道内における影響の状況把握のため、ロシアビジネス関連事業者を対象とした調査や、道内金融機関や教育機関、文化・スポーツ団体等への個別ヒアリングを実施し、庁内における連携会議や、企業向け情報交換会、自治体担当者による会議等にて情報を共有。

取組主体

＜＞は展開方向Ⅲの対応方向を記載

- 行政：競争力の強化に向けた環境づくり、リスク関連情報の収集や提供
- 企業・団体：グローバルな視点に立った対応力の強化 (NPO・大学等)
- 道民：世界情勢の変化と影響への理解の深化

4 北海道と世界各地域との交流 ~各国・地域の

案

北海道は、アジアの北東端に位置し、アジア、北米、ロシアの諸外国・地域の結節点との交流状況などを考慮しつつ、ターゲットとなる国や地域における重点的な取組を（各国・地域の展開内容及び分野別 の重点等については、適宜、見直しを行い、その結果については道の

アジア

- ・名目GDP：260,890億ドル
- ・実質経済成長率：4.33%
- ・訪日外国人来道者数：2,136,600人
- ・人口：42.0億人
- ・食の輸出額：610.4億円

展開内容

- ・食や観光、投資など、経済交流のアップグレード
- ・留学生など、外国人材の受け入れ拡大
- ・姉妹友好提携地域との青少年交流や文化・スポーツ交流など、幅広い分野での交流推進、地方政府等との強固な関係の構築
- ・食の輸出人材の育成、拡大
- ・本道企業が有する技術・サービスを活かした事業展開

中国

- ・名目GDP：125,580億ドル
- ・実質経済成長率：6.66%
- ・人口：14.3億人
- ・訪日外国人来道者数：594,000人
- ・食の輸出額：343億円
- ・定期便：10路線
- ・道の海外拠点：上海事務所
- ・道の姉妹友好提携地域等：黒竜江省(1986)
- ・経済連携（覚書等）：東北三省（黒竜江省、吉林省、遼寧省）と経済交流に関する覚書に基づく経済代表団の派遣・受け入れ

展開内容

- ・北海道ブランドが浸透している地域の拡大に向け、観光誘客や道産品輸出の取組の推進
- ・環境技術・高齢福祉・DX等の分野に係る技術交流の展開
- ・黒竜江省との青少年交流や文化・スポーツ交流など、幅広い分野での交流推進
- ・姉妹友好提携地域等との教育交流の推進

韓国

- ・名目GDP：15,920億ドル
- ・実質経済成長率：2.76%
- ・人口：0.5億人
- ・訪日外国人来道者数：436,900人
- ・食の輸出額：11億円
- ・定期便：2路線
- ・道の海外拠点：ソウル事務所
- ・道の姉妹友好提携地域等：ソウル特別市(2010)、釜山広域市(2005)、济州特別自治道(2016)、慶尚南道(2006)

展開内容

- ・食や観光など北海道ブランドの更なる浸透
- ・青少年交流や文化・スポーツ交流など、姉妹友好提携地域との地域レベルでの交流の深化

台湾・香港

- ・名目GDP：9,180億ドル
- ・実質経済成長率：2.28%
- ・人口：0.3億人
- ・訪日外国人来道者数：666,700人
- ・食の輸出額：183億円
- ・定期便：5路線
- ・経済連携（覚書等）：香港貿易発展局との覚書に基づく経済交流促進（貿易・投資・観光分野）

展開内容

- ・食や観光など北海道ブランドの更なる浸透
- ・本道の優位性や地域資源を活かした投資誘致の促進

ASEAN諸国

- ・名目GDP：28,630億ドル
- ・実質経済成長率：5.05%
- ・人口：**6.7億人**
- ・訪日外国人来道者数：389,100人
- ・食の輸出額：72億円
- ・定期便：4路線
- ・道の姉妹友好提携地域等：タイ・チエンマイ県(2013)
- ・道の海外拠点：ASEAN事務所
- ・経済連携（覚書等）：【ベトナム】政府機関との経済・人材交流に関する覚書に基づく取組促進

展開内容

- ・**道ASEAN事務所などの**駐在員が有するネットワークやどさんこプラザ（タイ・シンガポール）を活用した食や観光など北海道ブランドの一層の浸透
- ・環境技術・高齢福祉・DX等の分野に係る技術交流の展開
- ・本道の優位性や地域資源を活かした投資誘致の促進

欧州（ロシア以外）

- ・名目GDP：193,430億ドル
- ・実質経済成長率：3.19%
- ・人口：6.9億人
- ・訪日外国人来道者数：39,300人
- ・食の輸出額：20.0億円
- ・定期便：1路線

展開内容

- ・アドベンチャートラベルなどによるインバウンドの取り込み
- ・日本酒やホタテ、サケなど、道産食品の輸出拡大
- ・北極海航路の利活用に向けた調査・研究
- ・本道の優位性や地域資源を活かした投資誘致の促進

欧洲

中東

アフリカ

【シンガポール】

■道ASEAN事務所（2016年～）

所長1 派遣者1、現地スタッフ1

■その他の職員派遣
【タイ・バンコク】北洋銀行バンコク駐在員事務所（2015年～）1名

中東

- ・名目GDP：34,680億ドル
- ・実質経済成長率：1.29%
- ・人口：4.0億人
- ・食の輸出額：0.5億円

展開内容

- ・食や観光など、潜在的な需要の将来的な取り込み

アフリカ

- ・名目GDP：23,710億ドル
- ・実質経済成長率：3.21%
- ・人口：13.9億人
- ・食の輸出額：1.7億円

展開内容

- ・技術協力、国際貢献の取組の推進（JICA事業等の活用）

となっています。こうした地理的優位性を踏まえ、各国・地域の社会・経済情勢や北海明示し、海外との交流を展開します。

ホームページ等により公表します。)

※各國・地域の「展開内容」は、本編記載の「取組イメージ」に基づき、国・地域単位に整理して記載

ロシア

- ・名目GDP：15,110億ドル
- ・実質経済成長率：0.96%
- ・人口：1.5億人
- ・訪日外国人来道者数：8,000人
- ・食の輸出額：4.9億円
- ・定期便：2路線
- ・道の姉妹友好提携地域等：
サハリン州(1998)
- ・道の海外拠点：
サハリン事務所
- ・教育連携（覚書等）：
サンクトペテルブルク市との
覚書に基づく教育交流促進

展開内容

【極東地域】

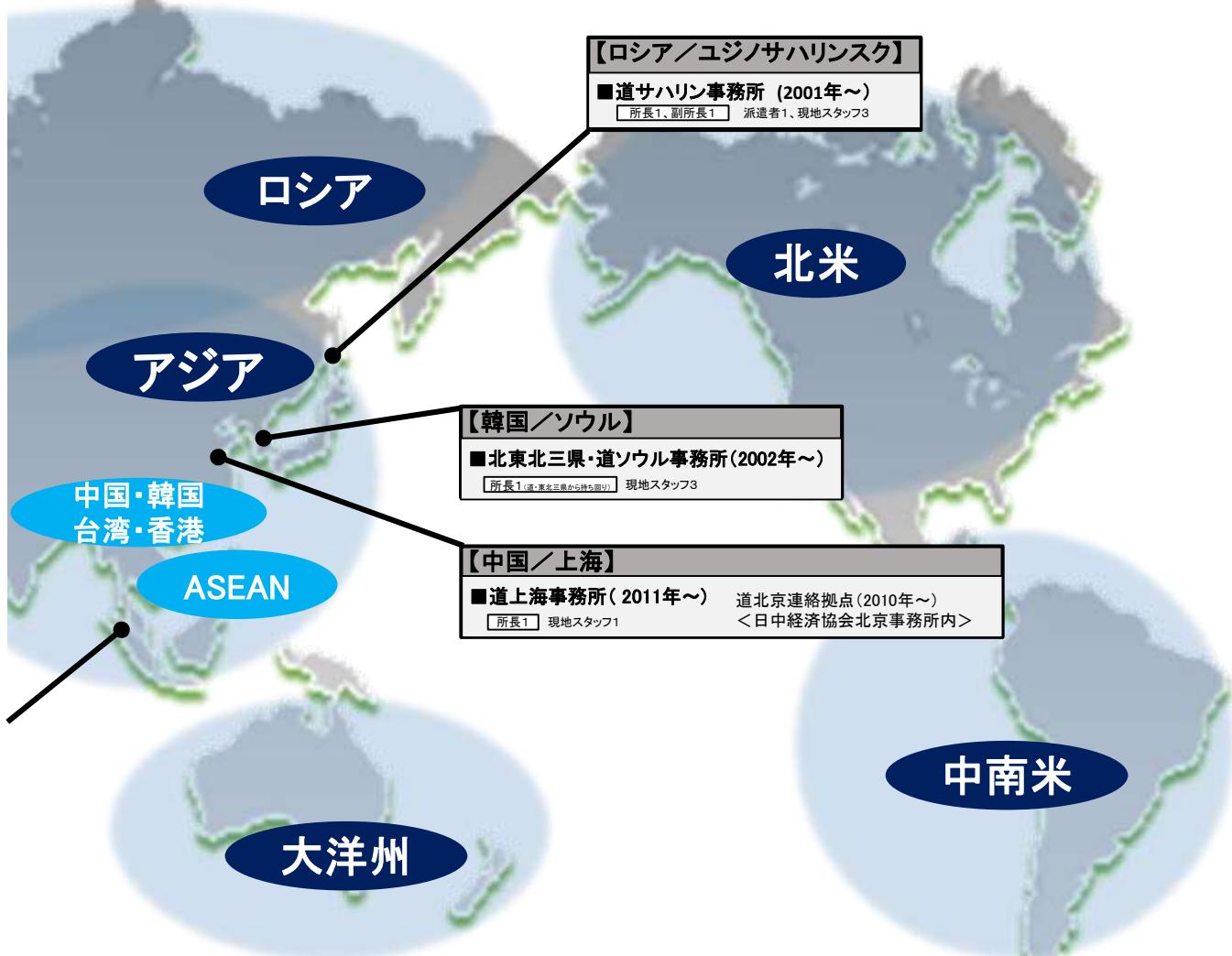
- ・交流の蓄積や地理的特性を踏まえた、食や観光、医療、寒冷地技術等の交流の深化
 - 【欧露部】
・大都市圏をターゲットとした、食や観光など北海道ブランドの浸透
- ※現下の国際情勢を注視しつつ、展開を検討

北米

- ・名目GDP：213,540億ドル
- ・実質経済成長率：2.13%
- ・人口：3.8億人
- ・訪日外国人来道者数：122,700人
- ・食の輸出額：24.7億円
- ・定期便：1路線
- ・道の姉妹友好提携地域等：
カナダ・アルバータ州(1980)、
米国・マサチューセッツ州(1990)
ハワイ州(2017)

展開内容

- ・アドベンチャートラベルなどによるインバウンドの取り込み
- ・牛肉やホタテ、サケなど、道産食品の輸出拡大
- ・姉妹友好提携地域との教育や文化・スポーツ、人的交流の推進
- ・本道の優位性や地域資源を活かした投資誘致の促進



大洋州

- ・名目GDP：15,700億ドル
- ・実質経済成長率：3.15%
- ・人口：0.4億人
- ・訪日外国人来道者数：
54,600人
- ・食の輸出額：2.5億円
- ・定期便：1路線
- ・教育連携（覚書等）：
豪・NZとの覚書に基づく
教育交流促進

展開内容

- ・酪農技術(NZ)や教育(豪・NZ)、スポーツ(豪、NZ)など、人材交流の推進
- ・アドベンチャートラベルなどによるインバウンドの取り込み
- ・先住民族交流(マオリ)

中南米

- ・名目GDP：52,570億ドル
- ・実質経済成長率：1.4%
- ・人口：6.5億人
- ・食の輸出額：0.2億円

展開内容

- ・技術協力、国際貢献の取組の推進 (JICA事業等の活用)
- ・海外移住者支援

*名目GDP及び実質経済成長率：2015年～2019年の5年平均
(見込み含む。IMF「World Economic Outlook」より作成)
※人口：2021年時点。(世界の統計2023より引用)
※訪日外国人来道者数：2019年度(道調べ)
※食の輸出額：2019年(貿易統計より作成)
※定期便：2020年2月1日時点(道調べ)
※道の海外拠点：2021年11月現在

食

- ◆道内各地の資源を活かし、海外需要の積極的な取り込みを図るため、特定品目や地域に偏らない施策の展開によるリスク分散などを図りながら、輸出拡大戦略で明示した品目別、国・地域別、テーマ別の展開方向に基づき、道産食品の輸出拡大に取り組みます。（2023年度まで）

重 点 国 ・ 地 域	中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、 タイ*、シンガポール*など ※どさんこプラザ出店国
主要品目	(農業分野) 米・青果物・畜産物・畜産加工品 (水産分野) ホタテ・サケ・マス、活ホッキ (その他) 日本酒やワインなどアルコール飲料など
関連計画等	「北海道食の輸出拡大戦略(第Ⅱ期)」

関連する取組イメージ

- ◆トップセールスによる本道の魅力セミナーなど、食、観光、文化などを組み合わせたショーケース化プロモーションの実施
- ◆食の高付加価値化、米、日本酒、青果物や牛肉といった中期的な重点品目に加え、伸びしろが期待される魚種等、中国やASEANなどの輸出先国・地域の重点化などによる道産食品の輸出拡大
- ◆マーケットインによる新たな市場展開、どさんこプラザ海外店などを活用した販路拡大
- ◆人々の消費動向の変化への対応強化
- ◆国際認証等の導入促進など、国際競争力の一層の強化
- ◆**輸出における特定の品目や国・地域に偏らない施策展開によるリスク分散**

観光・交通

- ◆東アジア（中国、韓国、台湾、香港など）からの観光客増加に加え、ASEANや欧米豪からの外国人観光客を増加させるなど、観光需要の回復及び高付加価値化に向けて戦略的に誘客促進に取り組みます。
- ◆感染症の状況を踏まえた段階的な誘客や観光客の季節的・地域的偏在の解消に取り組むとともに、リスク分散と新たな需要の獲得に向けて、誘客の多角化を進めるなど、交通ネットワークの充実を図ります。

重 点 国 ・ 地 域	感染症の状況に応じて重点ターゲット国・地域を選定
関連計画等	「北海道交通政策総合指針重点戦略（2021-2025）」「北海道アウトドア活動振興推進計画」「第5期北海道観光のくにづくり行動計画」

関連する取組イメージ

【観光】

- ◆一人当たりの旅行消費額が高い欧米豪からのアドベンチャートラベルの推進など、新たな観光価値の創出
- ◆MICE・IRなど新たなインバウンド等の取込方策の検討
- ◆どさんこプラザ海外店の展開やHOKKAIDO LOVE！プロジェクト等、食や観光などの関係者が一体となった地域ブランディングの展開
- ◆新たな海外展開地域の開拓や誘客の多角化によるリスク分散

【交通】

- ◆道産品の輸出拡大に向けた効率的な物流網の構築
- ◆国際旅客便の再開や未就航路線の誘致など航空ネットワークの充実・強化

投 資

- ◆国際情勢が変化する中、リスクマネジメント力を高めるとともに、食など本道の優位性を活かせる産業や、SDGsにつながる成長分野をターゲットとして投資誘致を促します。

地域資源を活かした分野	食、観光、バイオ、データセンター、IT・バックオフィス
関連計画等	「北海道産業振興条例」

関連する取組イメージ

- ◆食や自然・環境など本道の強み・特性を活かしたMICEや投資の誘致推進
- ◆ゼロカーボンやデジタルトランスフォーメーション(DX)といった社会経済環境の変化に対応した国内外からのデータセンター等の企業誘致推進
- ◆SDGsやゼロカーボン、GX等に取り組む海外企業からの投資促進
- ◆地域や道内企業に向けたリスク情報の活用・ノウハウを学ぶ勉強会、セミナーの開催

人材・技術交流

- ◆海外の成長力を地域の活性化につなげるため、アジアをはじめ、海外からの留学生等の受入拡大や本道への定着を促進します。
- ◆双方にとって実りある交流となるよう、相手地域のリスクを充分に見極めながら、現地企業と道内企業との環境技術・高齢福祉・DX等の分野に係る技術交流を中心展開します。

重 点 国 ・ 地 域	中国、ASEAN
関連計画等	「北海道雇用・人材対策基本計画」「人材確保に向けた連携事業～本道経済の持続的発展のためのプログラム～」「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」

関連する取組イメージ

- ◆相談体制の充実や地域の対応力の強化、適正な雇用・研修など、外国人が安心して働き、暮らせる環境づくり
- ◆大学等と連携したグローバル人材の育成や、道内の若者の留学、海外研修等の支援
- ◆企業へのセミナーやマッチングの実施など、外国人材定着のための取組の促進
- ◆Face-to-Face×デジタル技術の活用による多様な交流スタイルの確立
- ◆オリンピック・パラリンピックなど、国際的なスポーツ、文化イベントを契機とした持続的な海外との交流の促進
- ◆環境技術等による課題解決型の交流・協力の推進

III 施策の推進

道では、本戦略に基づき、以下のとおり国際関連施策の総合的な推進を図ります。

なお、本戦略は、本道における戦略的・効果的な国際関連施策の展開方向を示す基本的な指針であり、各分野における具体的な施策の推進管理については、個別に策定している特定分野別計画等と連携して実施することとします。

■ 事業の検討・実施

- ・府内に各部横断的な連携会議やプロジェクトチームのほか、プロジェクトチームを統括する連携会議幹事会を設置し、各分野の施策を相互に連携させながら、効果的かつ効率的に事業を実施する。
- ・各年度の国際関連施策や方向性を取りまとめ、道のホームページ等により広く公開する。

■ 事業の推進管理

- ・戦略の視点ごとに設けた府内横断的なプロジェクトチームを定期的に開催し、施策や課題を共有し、施策間の連携、実施方法の転換等を図るとともに、適宜、有識者などの意見を取り入れるなどして、課題や対応策を分析・検証し、施策の見直し（ローリング）を図るPDCAサイクルを確立し、変動する国際情勢に機動的に対応しつつ、施策の推進・フォローアップを図る。

連携体制の強化

府内連携会議(局長級)・幹事会(課長級)

事業調整・施策間連携

統括

戦略プロジェクトチーム(PT)

PT①

世界に売り込む

PT②

世界とつながる

PT③

世界と向き合う

施策の推進管理

施策推進管理の徹底

Do

各施策を実施

Plan

対応方向毎に施策を整理

- 対応方向毎に、重点テーマやねらい、当該年度における国際関連施策を整理
- 当該年度の施策の実施内容・方法・スケジュールを整理

Check

進捗・課題の整理・検証

- 定期的に進捗状況とその背景を整理（順調、やや遅れ、遅れ）
- 進捗の背景が国際情勢に起因するものについては、施策間で連携すべき点、実施方法の見直しを要する施策がないか検証

Action

施策間の連携や・実施方法の見直し

- すぐに反映できるものは年度途中でも適時施策の実施方法に反映
- 施策自体に見直すべき点が生じた場合は、次年度に向けた方向性として整理

※各部における施策の推進内容

府内連携の視点から、次のとおり施策推進管理を徹底

Plan : 各PTにおいて重点テーマ等や施策を整理

Check : 各PTにおいて進捗管理・検証

Action : 各PTにおいて見直し状況を整理、連携会議（幹事会）が統括

有識者の意見

機動的に情報収集して
検証や見直しに反映

関連指標

本戦略に関連する北海道総合計画の指標は以下のとおりです。

番号	指標名	基準値		現状値		目標値	
		数値	年(度)	数値	年(度)	数値	年(度)
43	道産食品輸出額	663億円	2014年	927億円	2020年	1,500億円以上	2025年
44	輸出額	4,787億円	2014年	2,295億円	2020年	7,250億円	2025年
46	国際会議等の開催状況	107件	2014年	3件	2020年	140件	2025年
47	観光入込客数 (うち外国人)	244万人	2019年度	0万人	2020年度	—	—
61	国際理解教育を行っている公立高校の割合	71.0%	2014年度	100%	2022年度	100%を維持	2025年度
62	外国人留学生数	2,588人	2014年度	3,608人	2021年度	3,700人	2025年度
74	外国人居住者数	23,534人	2014年	36,316人	2021年	51,000人以上	2025年
77	道内空港の国際線利用者数	205万人	2014年度	0万人	2021年度	380万人以上	2025年度

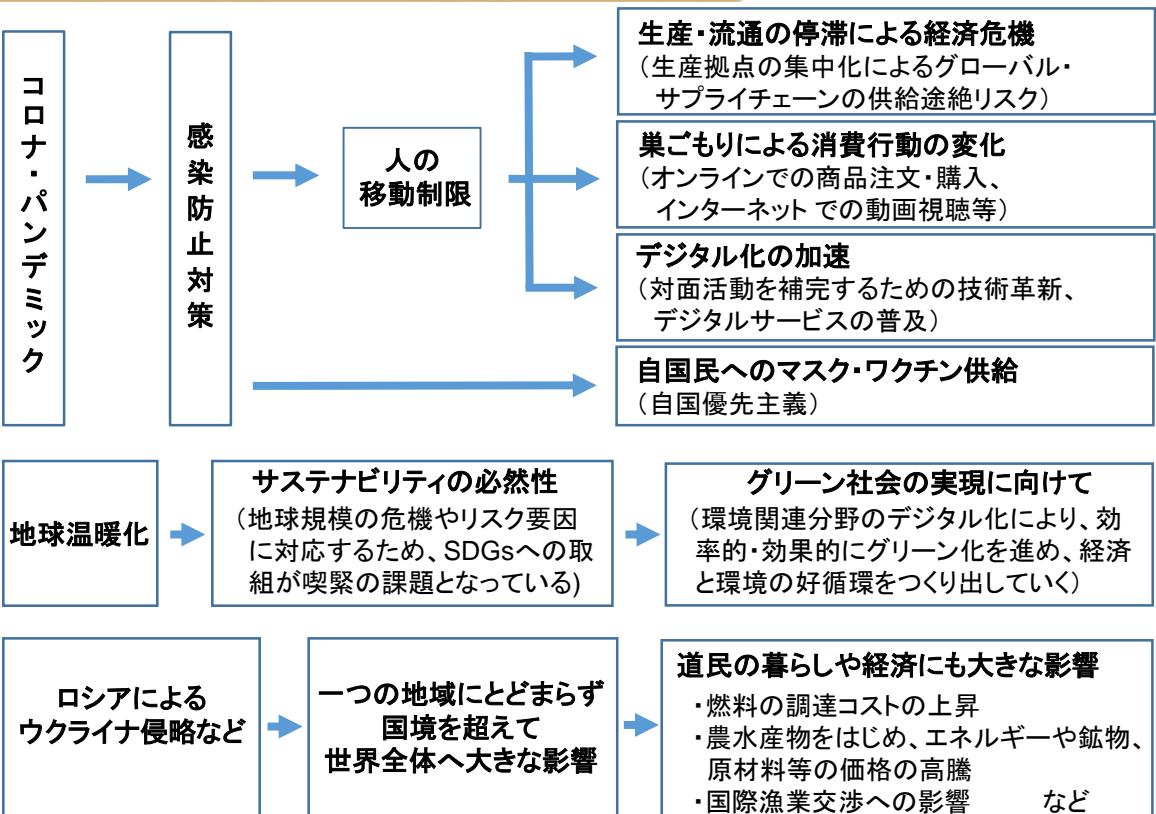
※本戦略は、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定する特定分野別計画

※番号は、北海道総合計画の指標一覧記載の番号

※目標値については、今後、達成状況等を踏まえ、必要に応じ見直す予定

※観光入込客数（うち外国人）については、新型コロナウイルス感染症の影響により当面設定が困難であることから、目標値を設定することができる状況となり次第、設定する。

社会・経済情勢の変化に係る主な参考キーワード



用語集

- * **グローバル**
「世界規模」、「地球規模」の意。

【1ページ】

- *1 **持続可能な開発目標（SDGs）**：P 2 参照。

- *2 **新型コロナウイルス感染症（COVID-19）**

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）による急性呼吸器症候群。

- *3 **CPTPP**

TPP (Trans-Pacific Partnership) は、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。参加国は11か国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）。2016年2月、米国を含む12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）を大筋合意。2018年3月、日本を含めた11か国が署名。

なお、2023年3月には、英国の加入が大筋合意された。

- *4 **脱炭素化**

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、自然が吸収できる量以内に削減し、排出量と吸収源による削減量との間の均衡を達成するため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組を推進すること。

- *5 **北海道総合計画**

道政の基本的な方向を総合的に示すもので、すべての道民がともに考え、ともに行動するための指針。現行の計画は2016年3月策定、2021年10月改訂（期間：2016年度～2025年度）。

【2ページ】

- *6 **特定分野別計画**

保健・医療・福祉、環境、経済・産業、エネルギー、教育など分野ごとの具体的な政策を推進する道の計画。

【5ページ】

- *7 **ASEAN（アセアン）**：東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations）

1967年の「バンコク宣言」によって設立。加盟国は10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）。2015年に共同体となったASEANは、高い経済成長を続けており、世界の「開かれた成長センター」となる潜在力に世界各国の注目が集まっている。

- *8 **国際通貨基金（IMF）**：International Monetary Fund

1944年、ブレトン・ウッズ会議で創立が決定し、同会議で調印された「国際通貨基金協定（IMF協定）」により1947年に業務を開始した国際機関。2021年3月末現在の加盟国は190か国。

- *9 **実質GDP**

GDP (Gross Domestic Product：国内総生産) は、国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額。ある年（基準年）の価格水準を基準として、物価変動要因が取り除かれたものが実質GDP。

【6ページ】

*11 GCC : 湾岸協力理事会 (Gulf Cooperation Council)

1981年、ペルシア湾岸のサウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーンの6か国により設立。防衛・経済をはじめとするあらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。

*12 EU : 欧州連合 (European Union)

ヨーロッパに位置する国を主な加盟国とし、経済・通貨統合をはじめとして外交・安全保障分野、刑事・警察司法協力など様々な政策を協同して行うために設立された政治経済統合体。1993年発効の欧州連合条約（マーストリヒト条約）によって成立。加盟国は27か国（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ルーマニア）。

*13 RCEP（アールセップ） : 地域的な包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)

A S E A N 10か国に日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの5か国を加えた15か国が参加する広域的な包括的経済連携協定。2012年に交渉を開始し、2020年11月に署名。

*14 EPA/FTA : Economic Partnership Agreement/Free Trade Agreement

経済連携協定／自由貿易協定の略。物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間又は多国間の国際協定。

*15 SARS（サーズ） : 重症急性呼吸器症候群 (Severe Acute Respiratory Syndrome)

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のS A R Sコロナウイルスの感染による急性呼吸器症候群。

【7ページ】

*16 名目GDP

G D P (Gross Domestic Product : 国内総生産) は、国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額。実際に市場で取引されている価格に基づいて推計されたのが名目G D P。

【11ページ】

*17 JICA（ジャイカ） : 独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency)

日本政府の開発途上国に対する支援や技術協力業務、青年海外協力隊事業、開発資金援助などをを行う外務省所管の独立行政法人。1974年に特殊法人国際協力事業団として発足、2003年に現法人となる。

*18 ODA : 政府開発援助 (Official Development Assistance)

開発協力（開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府機関による国際協力活動）のための公的資金。

*19 世界文化遺産

「顕著な普遍的価値（人類全体にとって特に重要な価値）」を有し、将来にわたり保全すべき遺産として世界遺産委員会が認め、「世界遺産一覧表」に記載されたもののうち、「文化遺産」をいう。

2021年7月に、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が北海道初の世界文化遺産となった。

*20 北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）

前身は社団法人北方圏センター。2011年に公益社団法人に移行し、現名称に変更。豊かで活力のある地域社会の実現を目指し、世界各国との国際交流や国際協力活動を展開。H I E C C (ハイエック) は、Hokkaido International Exchange and Cooperation Centerの略。

*21 JETRO（ジェトロ） : 独立行政法人日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization)

対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業等の海外展開支援等を行う、経済産業省所管の独立行政法人。1958年に特殊法人日本貿易振興会として発足、2003年に現法人となる。

【14ページ】

*22 デジタル経済

デジタル化された財・サービス、情報、金銭などがインターネットを介して、個人・企業間で流通する経済。

【15ページ】

* 23 MaaS: Mobility as a Service

ICT（情報通信技術）を活用し、電車、バス、タクシー、自転車などあらゆるモビリティ（移動）を一つのサービスとして展開するもの。

* 24 シームレス

「継ぎ目のない」の意。公共交通分野においては、交通機関間の継ぎ目を解消し、円滑な移動ができる状態を意味する。

* 25 アドベンチャートラベル

アクティビティ、自然、異文化体験の3要件のうち、2つ以上を含む旅行形態。

* 26 MICE（マイス）

企業などの会議（Meeting）、企業などが行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体や学会などが行う国際会議（Convention）、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

* 27 IR : Integrated Resort

カジノ施設及び会議場施設、レクレーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするもの。

* 28 デジタルトランスフォーメーション（DX）

2004年にウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が提唱した概念で、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に変えることと定義される。

* 29 データセンター

サーバを仕切って複数の利用者に貸し出す、あるいは顧客のサーバを預かるなどして、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。

* 30 マーケットイン

商品の企画や生産を行う際に、市場や購買者のニーズを重視する考え方。

【16ページ】

* 31 クールHOKKAIDOネットワーク

北海道の魅力や強みを丸ごと世界に発信して、「北海道」のブランド力を高め、輸出や誘客、路線誘致などにつなげる「クールHOKKAIDO」をオール北海道で推進するため、2014年に設立された情報共有・連携強化を目的とした行政・企業・団体間のネットワーク。

【18ページ】

* 32 入管法

出入国管理及び難民認定法。

【20ページ】

* 33 サプライチェーン

原材料・部品などの調達から、生産、流通を経て最終需要者に至るまでの一連のプロセス。

【21ページ】

* 34 HACCP : Hazard Analysis and Critical Control Point

危害要因分析重要管理点の略。従来の最終製品の抽出検査とは異なり、原料の受入れから製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法。2018年に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化された。



北海道グローバル戦略 改訂版 令和5年(2023年) 月

発 行 北海道

編 集 北海道総合政策部国際局国際課

〃 経済部経済企画局国際経済課

住 所 : 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 : 011-204-5343 (国際課) 011-204-5339 (国際経済課)